国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和４年３月25日
東北地方整備局

秋田地区河川防災ステーションの計画を新たに決定！
令和４年度より着手します

本日、「秋田地区河川防災ステーション」の計画が新たに決定されました。

「秋田地区河川防災ステーション」は、平成29年7月洪水等で浸水被害のあった秋田県秋田市を含めた雄物川の洪水被害を最小限とするため、洪水時等の緊急対応を行う活動拠点として国土交通省と秋田市が行う計画であり、令和４年度より、整備に向けた詳細な設計に着手します。

・秋田地区の計画概要は別紙２をご覧ください。
・河川防災ステーションの制度概要は別紙３をご覧ください。
・本件については、国土交通本省においても本日記者発表をしています。
　http://www.mlit.go.jp/pressrelease.html

・添付資料

別紙１　河川防災ステーション登録箇所位置図（東北地方整備局管内）
別紙２　秋田地区河川防災ステーションの計画概要
別紙３　河川防災ステーションの制度概要

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、秋田県政記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　河川部　電話：022-225-2171（代表）
河川計画課　課長　川面（かわつら）　顕彦（あきひこ）（内線3611）

別紙1

「河川防災ステーション」計画登録箇所 【東北地方整備局管内】

令和4年3月25日現在

新規 秋田県秋田市
秋田地区河川防災ステーション
（直轄／雄物川水系雄物川）

No.	計 画 名 称	（所管）	登録年度
1	新井田地区防災ステーション	（補助）	平成6年度
2	夏井川河川防災センター	（補助）	平成6年度
3	東村山地区河川防災ステーション	（直轄）	平成7年度
4	郡山地区河川防災ステーション	（直轄）	平成8年度
5	五所川原地区河川防災ステーション	（直轄）	平成9年度
6	三本木地区河川防災ステーション	（直轄）	平成9年度
7	涌谷地区河川防災ステーション	（直轄）	平成9年度
8	十文字地区河川防災ステーション	（直轄）	平成9年度
9	迫川防災ステーション	（補助）	平成11年度
10	真室川地区河川防災ステーション	（直轄）	平成11年度
11	須賀川地区河川防災ステーション	（直轄）	平成11年度
12	本宮地区河川防災ステーション	（直轄）	平成11年度
13	雪谷川軽米地区河川防災ステーション	（補助）	平成12年度
14	川崎地区河川防災ステーション	（直轄）	平成12年度
15	弘前地区河川防災ステーション	（直轄）	平成13年度
16	津志田地区河川防災ステーション	（直轄）	平成14年度
17	荒町地区河川防災ステーション	（直轄）	平成15年度
18	馬淵川河川防災ステーション	（直轄）	平成23年度
19	閖上地区河川防災ステーション	（直轄）	平成26年度
20	二ツ井地区河川防災ステーション	（直轄）	平成27年度
21	丸森地区河川防災ステーション	（直轄）	令和2年度
22	秋田地区河川防災ステーション	（直轄）	令和3年度

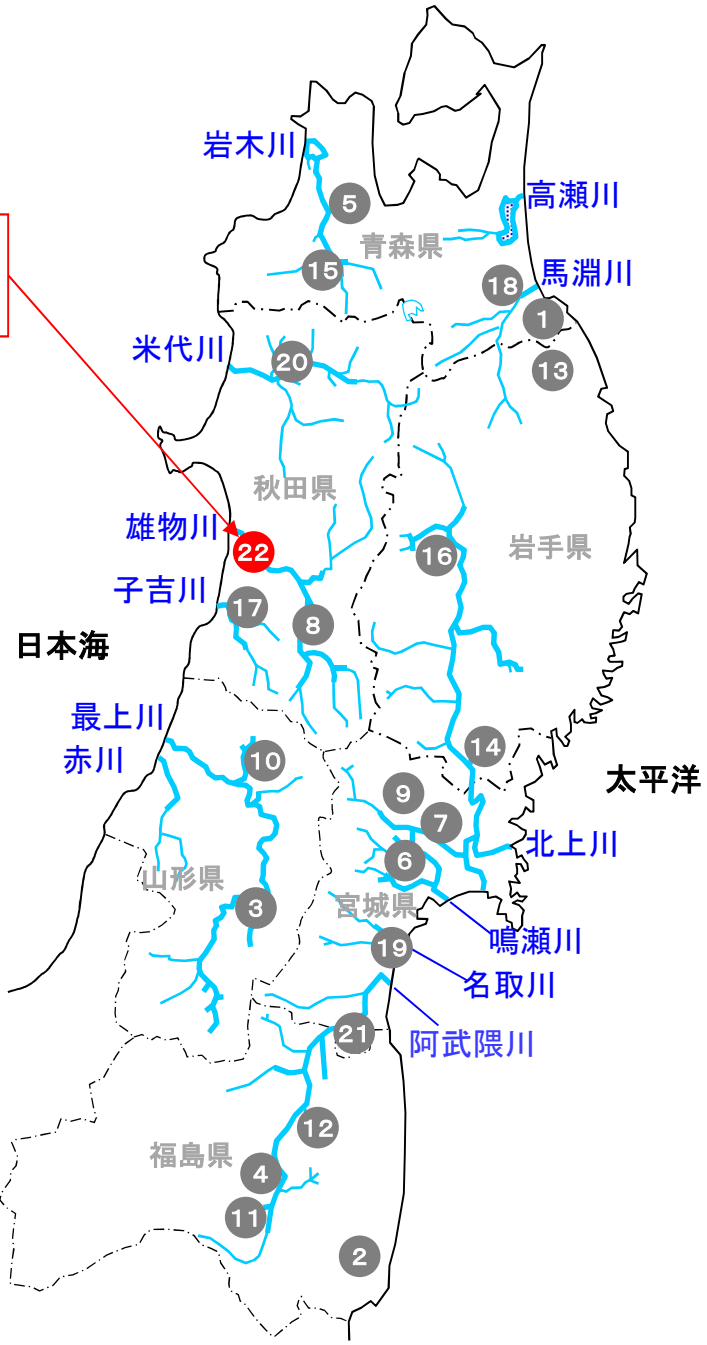

凡例
登録済
新規

東北管内：21→22箇所
うち直轄：17→18箇所
秋田県内： 3→ 4箇所※
※十文字、荒町、二ツ井、秋田

別紙２

「秋田地区河川防災ステーション」（秋田県秋田市）

対象河川 ： 一級河川 雄物川水系雄物川下流 【国管理河川】

市町村名 ： 秋田県秋田市



1. 概要

雄物川下流域では平成29年7月、平成30年5月洪水にて家屋等の浸水被害が発生しました。秋田地区河川防災ステーションは、雄物川下流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要となるコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備を行うとともに、緊急車両の基地のほか、秋田市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点となる施設です。

また、敷地を活用したレクリエーションなど地域交流の場や、花火大会などイベント時の活用、防災訓練、防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を促進することで、地域の賑わいづくり、防災への意識向上を図ります。

2. 整備内容

・ 国土交通省 ： 盛土造成、緊急復旧用資材（根固めブロック等）の備蓄、ヘリポート等

・ 秋田市 ： 水防センター

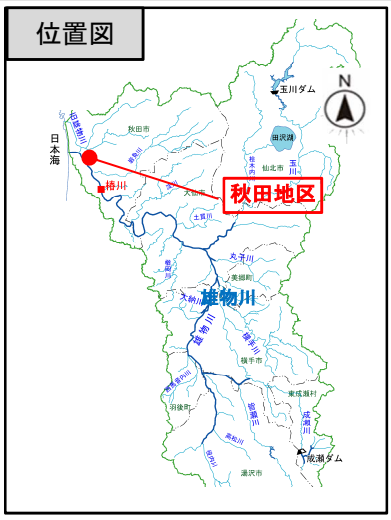



平成29年7月洪水による被災状況
（秋田市雄和川崎地区）



施設配置平面図

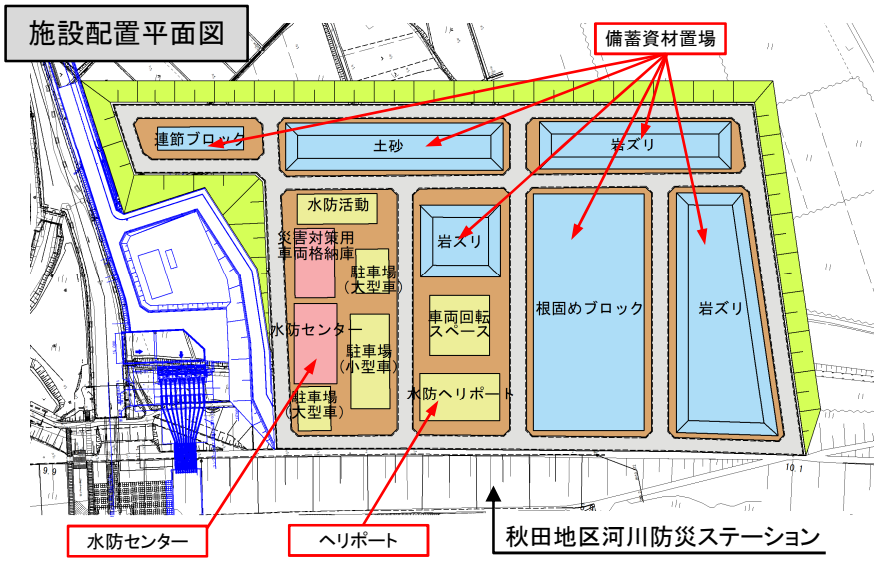

整備イメージ



整備イメージ（平常時）



整備イメージ（災害時）

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

（参考）　別紙３

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
② 重要水防箇所の状況
③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

